

第58号議案

八王子市保健所条例の一部を改正する条例設定について

八王子市保健所条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

令和4年2月22日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市保健所条例の一部を改正する条例

八王子市保健所条例（平成18年八王子市条例第50号）の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| (名称、位置及び所管区域) 第2条 保健所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。 名称 八王子市保健所 位置 八王子市明神町三丁目19番2号 所管区域 市の区域 | (名称、位置及び所管区域) 第2条 保健所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。 名称 八王子市保健所 位置 八王子市旭町13番18号 所管区域 市の区域 |

附 則

この条例は、令和4年8月1日から施行する。

